

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和元年 11 月 25 日

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 森 山 英 敏

魚 監 第 51 号
令和元年 11 月 25 日

魚 沼 市 長 佐 藤 雅 一 様

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 森 山 英 敏

令和元年度 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果を報告します。

記

1 監査の対象

一般社団法人 魚沼市観光協会（以下、「観光協会」という。）

【団体の概要及び所管部署】

（1）概要

①目的（定款より）

魚沼市における観光事業の振興及び地域の活性化と、国内外からの観光交流を図り、もって地域産業の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

②事業概要（2019 年総会資料より）

- ・誘客宣伝事業（観光情報発信、イベント・キャンペーン、首都圏等における誘客宣伝、受け入れ体制向上、写真素材収集）
- ・受け入れ体制整備事業（訪日外国人の受け入れ、尾瀬ルート、スポーツ・イベント、只見線活性化、広域観光、統計調査）
- ・商品開発促進事業（旅行商品開発、各種ツアーの催行、新たな観光資源の発掘と開発）

③所在地 魚沼市吉田 1144

④職員数 7 名

（2）所管部署

産業経済部商工観光課

2 監査の期間

令和元年9月24日から令和元年11月25日

3 監査の方法

監査にあたっては、関係諸帳簿、関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

4 監査の結果

(1) 平成30年度 補助金の交付状況

補助金名	金額(円)
魚沼市観光協会補助金	11,500,000
魚沼市観光誘客宣伝事業補助金	17,500,000
魚沼市観光イベント等補助金	400,000
魚沼市友好都市等体験ツアー市内移動交通費補助金	266,000

(2) 平成30年度 魚沼市観光協会収支計算書

(単位:円)

収入		支出	
科目	決算	科目	決算
会費収入	4,981,050	事業費支出	62,067,046
事業収入	21,200,425	管理費支出	20,856,902
補助金等収入	47,576,810	その他事業活動支出	70,000
うち魚沼市観光協会補助金	11,500,000	計	82,993,948
うち魚沼市観光誘客宣伝事業補助金	17,500,000	事業活動収支差額	△3,145,743
うち魚沼市観光イベント等補助金	400,000	固定資産取得支出	969,408
うち魚沼市友好都市等体験ツアー市内移動交通費補助金	266,000	その他投資活動支出	10,000
負担金収入	5,107,561	その他経常外支出	55,000
雑収入	982,359	当期収支差額	△4,180,151
事業活動収入計	79,848,205	前期繰越収支差額	6,282,208
		次期繰越収支差額	2,102,057

(3) 補助事業の概要

①魚沼市観光協会補助金

魚沼市の観光振興のため、観光協会の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。補助金の額は、補助対象経費の総額から控除財源を除いた額を超えない範囲

とする。

②魚沼市観光誘客宣伝事業補助金

魚沼市の観光振興のため、観光協会が誘客宣伝を図るために実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。補助金の額は、補助対象経費の総額から控除財源を除いた額を超えない範囲とし、補助率は3/4以内とする。

③魚沼市観光イベント等補助金

魚沼市の観光振興と地域活性化のため、市内で開催される観光イベント等に対し、予算の範囲内で交付する。補助金の額は、補助対象経費の1/2以内とし、200万円を上限とする。ただし、補助対象経費の総額から控除財源を除いた額を超えない金額で、かつ、前年度の実績を上回らない金額とする。

④魚沼市友好都市等体験ツアー市内移動交通費補助金

体験型観光を市内に定着させるため、友好都市からの旅行客、参加者を対象とした体験型観光事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。補助金の額は、補助対象経費の1/2以内とする。ただし、補助対象経費の総額から控除財源を除いた額を超えない金額で、かつ、友好都市等からの支出金額を超えない額とする。補助対象経費は、本事業の実施に係る市内移動交通経費とする。

(4) 監査の結果及び所見

補助金の申請・受領は適時に行われ、事業の効果も上がっており、関係諸帳簿の整備・記帳等も適正に行われていた。

なお、事務の執行にあたっては、所管部署とよく協議を行うことを望む。